

株式会社クレスコ・ジェイキューブ

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,716,214	流 動 負 債	450,195
現金及び預金	983,178	買 掛 金	68,912
売 掛 金	377,259	リ ー ス 債 務	765
仕 掛 品	17,320	未 払 金	17,692
貯 蔵 品	27	未 払 費 用	51,995
前 渡 金	14,954	未 払 法 人 税 等	39,573
前 払 費 用	16,780	未 払 事 業 所 税	2,745
短 期 貸 付 金	300,000	未 払 消 費 税 等	47,958
未 収 入 金	6,691	預 り 金	11,982
預 け 金		前 受 収 益	32,176
		賞 与 引 当 金	165,420
固 定 資 産	427,513	役 員 賞 与 引 当 金	10,972
有 形 固 定 資 産	105,183	固 定 負 債	324,572
建 物	71,128	長 期 リ ー ス 債 務	1,850
工 具 器 具 備 品	31,677	長 期 未 払 金	14,800
リ ー ス 資 産	2,378	退 職 給 付 引 当 金	281,330
		資 産 除 去 債 務	26,591
無 形 固 定 資 産	26,122	負 債 合 計	774,767
ソ フ ト ウ ェ ア	25,758	純 資 産 の 部	
電 話 加 入 権	364	株 主 資 本	1,368,959
		資 本 金	40,000
投 資 そ の 他 の 資 産	296,207	そ の 他 資 本 剰 余 金	135,000
差 入 保 証 金	103,230	利 益 剰 余 金	1,193,959
繰 延 税 金 資 産	192,637	利 益 準 備 金	10,000
会 員 権	340	別 途 積 立 金	100,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,083,959
		純 資 産 合 計	1,368,959
資 産 合 計	2,143,727	負 債 純 資 産 合 計	2,143,727

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

仕掛品、貯蔵品・・・・・・・・・・ 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・

定率法によっております。ただし、2019年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

無形固定資産・・・

定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金・・・・・・・・・・

従業員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当期負担額を計上しております。

役員賞与引当金・・・・・・・・・・

役員に対する賞与の支出に備えるため、支給見積額の当期負担額を計上しております。

退職給付引当金・・・・・・・・・・

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額から、中小企業退職金共済制度の給付総額を控除した金額を算出し、当期末において発生していると認められる額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

① IT サービス事業

IT サービス事業では、各種コンピュータ・ソフトウェアの設計／開発、ビジネス用パッケージ開発／カスタマイズ／導入、業務コンサルティングを行っており、顧客との契約形態は請負契約、準委任契約及び派遣契約に大別されます。

請負契約は主として顧客の要求する仕様に沿ったシステムやソフトウェアを制作し顧客に納品するものであり、当社は成果物を完成させる責任を有しております。また、準委任契約及び派遣契約は、主としてシステムエンジニア等の専門要員の労働力を契約期間にわたって顧客に提供するものであり、当社は成果物を完成させる責任は有していません。

ソフトウェアの準委任契約及び派遣契約並びに請負契約に関しては、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、準委任契約及び派遣契約に関しては、契約の内容に応じて、提供したサービスの工数や作業時間等の指標に基づいて行っており、請負契約に関しては、各報告期間の期末日までに発生したプロジェクト原価が、予想されるプロジェクト原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、請負契約については、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

② デジタルソリューション事業

デジタルソリューション事業においては、主にビジネス用業務パッケージ（人事/給与/ワークフロー/旅行）に関わる製品・サービスの提供を行っており、製品・ライセンスの販売及び保守契約があります。製品・ライセンスの販売に関しては、顧客に販売した時点で収益を認識し、製品・ライセンスの保守については、役務提供期間にわたり収益を認識しております。